

北方四島訪問事業—いわゆるビザ無し訪問

高井 晋

(笹川平和財団特別研究員)

1 北方四島をめぐる日ソ交渉

今年、第2次世界大戦が終了して70年目の節目である。日本は、対日平和条約(1952年)の発効に伴って、第2次世界大戦の交戦国と平時国際法の関係になった。しかしソ連(今日のロシア)は、対日平和条約の第2条c項に千島列島のソ連返還の文言がないことを不満に思い、北方領土を占拠したまま対日平和条約調印を拒否し今日に至っている。戦後70年も経過しているのに平和条約が締結されないのは、極めて異常であり、国際法上も珍しいことである。

ソ連は当初、日ソ間に領土問題は存在しないと繰り返し主張していたが、その後、1956年10月に戦争終結宣言として日ソ共同宣言が締結され、日ソ関係は平時国際法の関係となり、外交関係が復活した。しかし、戦争終結宣言はあくまで暫定的なものであり、最終的には日ソ間で平和条約の締結が必要となる。日ソ共同宣言は、平和条約締結に関する交渉を継続することを謳い、平和条約締結の暁には、歯舞諸島と色丹島をソ連人民の好意により日本へ返還すると規定された(第9項)が、その後ソ連は、米軍基地が日本から徹底した後に歯舞諸島と色丹島の返還が実現されると一方的に通告してきたのであった。

日ソ両国間で北方四島問題が膠着する中、北方領土問題の解決に向けた環境整備や元島民の高齢化に伴う人道的配慮として、日本の法的立場を害することなく北方四島を訪問する事業が日ソ両国間で合意され、いわゆるビザなし訪問が実現することになった。ビザなし訪問には、元島民の墓参事業、北方四島交流事業、および自由訪問事業の3種類の枠組みがある。

2 元島民の墓参事業

北方四島問題の特徴は、第2次世界大戦の前後を通して島外への移住を余儀なくされた元島民が多く存在することであった。日本政府は、元島民とその親族の切実な願いを背景に、北方領土問題と切り離して、人道的見地から北方四島に親族のお墓がある者の墓参を実現できるように、ソ連政府と粘り強く交渉を重ねた。その結果、1964年5月にソ連政府から歯舞群島と色丹島への墓参に応じる用意があるとの通告があり、翌9月に戦後初めての墓参訪問が実現した。

1964年から1967年までは歯舞群島、色丹島、国後島への墓参が行なわれたが、それ以降1973年までソ連側の了解が得られなかったため、墓参は実施できなかった。その後、日本政府の強い要請により1974年と1975年に墓参が再開されたが、1976年にソ連が北方領土入域に際してパスポートとビザの取得を要求してきたため、墓参は再び中断した。それ以降、日本政府は北方四島の墓参再開を強く要請したが実現せず、漸く1986年7月に日ソ両国は北方領土墓参に関する口上書を交換し、8月には10年ぶりに歯舞群島と色丹島の墓参が再開された。

1989年には19年ぶりに国後島の墓参が再開され、1991年になって戦後初めて択捉島への墓参が実現し、以後、北海道が事業主体となって毎年実施されている。墓参事業は、基本的に墓地だけを訪問する墓参ではあるが、近年では墓地周辺の散策も認められるようになった。1964年から2014年までの間に、ビザなしで身分証明書と写真を添付した挿入紙を所持して団体に墓参に参加した人数は、政府資料によると3,369人の遺族を含めて延べ4,360人を数えている。

3 両国民の北方四島交流事業

元島民とその親族に限定されていた墓参事業が継続する中で、ソ連のエリツィン大統領は、1990年1月、アジア調査会の講演で「北方領土五段階解決論」を発表し、①ソ連の側から領土問題は存在していると公式に宣言すること、および②日本側に歩み寄ってもらい平和条約を締結することを言明し、漸く日ソ間に領土問題が存在することを認めた。翌年10月には日ソ両国外務大臣の往復書簡により、領土問題の解決を含む平和条約の締結問題が解決するまでの間、日本国民と継続的にかつ現